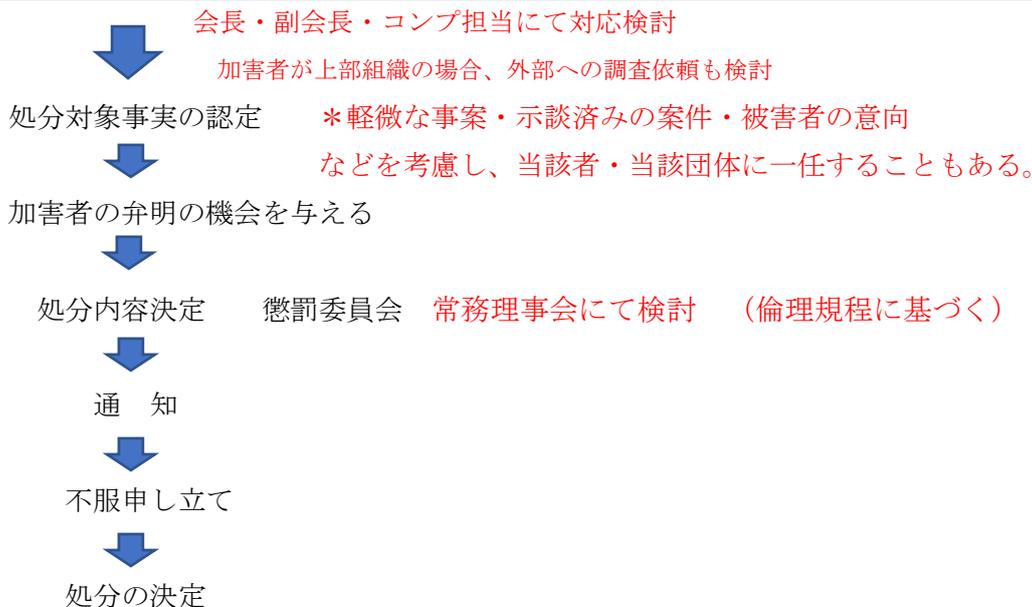


- 1 調査員の選定（公平・公正な立場の者） **コンプライアンス委員会**で選定
- 2 聞き取り調査 ①相談者・被害者 ②関係者（審査対象者以外の者） ③審査対象者
 * 審査対象者が事実を認めている場合は順序にこだわらない。
- 3 調査の実施（聞き取り調査） **調査報告用紙に記録**
 - 事実確認のポイント1
 ①誰が ②誰に対して ③いつ ④何処で ⑤何を ⑥どのように ⑦なぜ したか？
 - 事実確認のポイント2
 ①違反行為に至る経緯 ②他に被害者がいないか？ ③他に加害者がいないか？
 ④違反行為の目的・動機 ⑤被害者が子供の場合は保護者と連絡を密にする
 - 事実確認のポイント3
 ①聴き取りは複数人で対応 ②指定の調査報告用紙に記載 **理事長に提出**



*日本体操協会 倫理規程・コンプライアンス規程参照
最も重要なことは、このようなことを絶対に起こさないこと